

公益財団法人豊田市文化振興財団業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、別紙の委託仕様書、指示明細書及び図面（以下「委託仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び委託仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の契約期間内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）がある場合にあっては、その成果物を甲に引き渡すものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 甲は、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この契約書若しくは委託仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約の終了後又は解除後においても同様とする。
- 6 乙は、業務を処理するにあたり個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 7 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除等は、書面により行わなければならない。
- 8 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、甲及び乙は、口頭により指示等を行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。
- 9 甲及び乙は、この契約書の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 11 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 12 この契約の行に関して甲乙間で用いる計量単位は、委託仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 13 この契約書及び委託仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 14 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 15 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(業務の実施)

第2条 乙は、業務着手にあたり、甲又は甲の代理人と工程等について事前の打ち合わせをし、工程表を甲に提出しなければならない。

2 乙は、業務に係る作業の開始及び終了時には、その都度甲又は甲の代理人に報告をし、指示を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務再委託承認申請書により甲の承認を得なければならない。

3 甲は、前項の届出について、その再委託が不相当と認めるときは、乙に対しその再委託を承認しないものとする。

(監督員)

第5条 甲は、乙の行う業務について、自己に代わって監督し、又は指示する監督員を定めることができる。

(業務担当責任者等)

第6条 乙は、業務担当責任者を定め甲に届け出なければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 甲は、業務担当責任者又は乙の使用人若しくは第3条の規定により乙から業務を委任され若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示して交替を求めることができる。

(契約変更又は一時中止)

第7条 甲は、必要がある場合には乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において契約金額または契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面にこれを定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償するものとし、賠償額は甲乙協議して定める。

3 乙は、天災地変等乙の責めに帰することができない正当な理由により、契約期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付し、契約期間の延長又は契約内容の変更を申し出ることができる。

4 甲は、前項の申し出があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があるときは、契約期間の延長又は契約内容の変更を認めることができる。

(事情変更による業務委託料の変更)

第8条 甲又は乙は、履行期間内で契約締結日から12か月を経過した後に、この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により、物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのため契約金額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議し契約金額を変更することができる。

(乙の損害賠償負担)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、ただちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が故意または過失により、業務の実施に関し甲または第三者に損害を与えたとき。

(2) 第10条、第11条、第12条又は第13条に定めるところにより、この契約が解除された場合において乙が甲に損害を与えたとき。

(甲の催告による契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。

(1) 乙の責めに帰する理由により履行期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 乙が契約の重要な事項に違反したとき。

(3) 乙が契約履行について不正行為をしたとき。

(4) 乙が契約履行上必要とされる資格の取り消し、又は停止を受けたとき。

(5) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(6) 契約期間内に業務が完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。

(7) 乙が契約解除の申し出をし、その理由がやむを得ないと認められるとき。

(8) その他解除するに相当する理由と認められるとき。

2 甲は、契約を解除するときは書面を持ってその旨を乙に通知しなければならない。

(甲の催告によらない解除権)

第11条 甲は、次条及び第13条の規定による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰する理由により履行期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の重要な事項に違反したとき。
- (3) 契約履行について不正行為をしたとき。
- (4) 契約履行上必要とされる資格の取消し又は停止を受けたとき。
- (5) 業務（成果物がある場合にあつては、当該成果物の作製）を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (6) 乙が業務（成果物がある場合にあつては、当該成果物の完成の債務）の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (8) 業務（成果物がある場合にあつては、当該成果物）の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金債権を譲渡したとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の一部又は全部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令

(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして、独占禁止法第65条又は第67条の規定による審決(独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(4) 乙が、公正取引委員会が乙に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消の訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(6) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体及び組合である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第2項の規定は、第1項又は第2項の規定による契約の全部又は一部の解除について準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の一部又は全部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴

力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 乙が共同企業体及び組合である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 甲は前項の規定により契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

4 前項の場合において、乙が共同企業体又は組合であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなくてはならない。乙が既に共同企業体又は組合を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

5 第10条第2項の規定は、第1項又は第2項の規定による契約の全部又は一部の解除について準用する。

(長期継続契約の変更等)

第14条 甲は、長期継続契約を適用した契約について、翌年度以降の甲の歳入歳出予算における当該契約の契約金額に減額または削除があったときは、当該契約を変更し、又は解除することができる。

(乙の催告による解除権)

第15条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。

(報告)

第16条 乙は、業務を完了したときは、直ちに甲に報告書及び委託業務完了届を提出しなければならない。

(検査、監督)

第17条 甲は、契約の履行状況及び履行結果について、監督及び検査を行わなければならない。

2 第1項の検査によって業務の完了を確認した日をもって業務が完了したものとする。

3 甲は、乙から前条の完了届を受理したときは、直ちに報告書及び写真等提出物の検査を実施しなければならない。

4 乙は、甲より指摘を受けたときは、速やかに補正をし、再度甲に報告しなければならない。

5 第2項及び前項の報告をもって業務を完了したものとする。

(請求金額の支払)

第18条 乙は、前条第2項の規定による業務完了後、請求代金の支払を請求するものとする。

ただし、頭書において別段の定めをした場合においては、この限りでない。

2 甲は、支払を遅滞したときは、遅滞日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(履行遅延による違約金)

第19条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により契約期間内に契約を履行しなかったときは、遅延日数に応じ未履行部分相当額に対し支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した違約金を甲に支払わなければならない。

(その他の費用負担)

第20条 本契約に基づく業務に伴い部品または機器等に交換・調整等の必要が生じたときは、乙は速やかに甲に報告しなければならない。

2 前項に従い甲乙協議の上実施された業務の代金は、委託仕様書に特記されているものを除いては乙の請求により甲は別途支払うものとする。

(業務の回数、実施時期及び実施時間)

第21条 業務の回数、実施時期及び実施時間は、委託仕様書のとおりとするが、不時の故障等により甲から連絡があった場合は、乙はただちに技術員を派遣して業務を実施するものとし、委託仕様書に特記されているものを除いては、その費用は契約金額に含まれるものとする。

2 業務は原則として甲の通常勤務時間内に実施することとするが、委託仕様書の特記及び甲乙協議の結果によっては他の時間に実施することもある。

(契約外の事項)

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、公益財団法人豊田市文化振興財団契約規則の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。